

第 1 0 6 号議案

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例の一部改正について（使用料・手数料見直し関係）

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例の一部を改正する条例

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例（平成 2 6 年豊川市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前								
別表第1 施設使用料（第13条関係）							別表第1 施設使用料（第13条関係）								
ア 展示施設							ア 展示施設								
施設の名称		基本利用		延長利用			施設の名称		基本利用		延長利用				
		1 日（午前 9 時から午後 5 時まで）につき		基本利用の時間を延長する 1 時間につき					1 日（午前 9 時から午後 5 時まで）につき		基本利用の時間を延長する 1 時間につき				
市民ギャラリー	第 1 展示室	円 7,270		円 1,130			市民ギャラリー	第 1 展示室	円 6,860		円 1,070				
	第 2 展示室	3,210		500				第 2 展示室	3,030		470				
	第 3 展示室	1,540		230				第 3 展示室	1,450		220				
	第 4 展示室	4,990		770				第 4 展示室	4,710		730				
	第 5 展示室	3,160		500				第 5 展示室	2,980		470				
	第 6 展示室	3,790		590				第 6 展示室	3,580		560				
備考（略）							備考（略）								
イ 展示施設以外の許可施設							イ 展示施設以外の許可施設								
施設 の 名 称	基本 利用 区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	施設 の 名 称	基本 利用 区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
		午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで			午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
会議室		円 2,110	円 2,630	円 3,150	円 4,740	円 5,780	円 7,100	会議室		円 1,990	円 2,480	円 2,970	円 4,470	円 5,450	円 6,700
和 室	さつ き	1,050	1,310	1,580	2,360	2,890	3,550	和 室	さつ き	990	1,240	1,490	2,230	2,730	3,350
	黒松	1,310	1,630	1,960	2,940	3,590	4,410		黒松	1,240	1,540	1,850	2,780	3,390	4,170

実習室	第 1 実習室	<u>2, 110</u>	<u>2, 630</u>	<u>3, 150</u>	<u>4, 740</u>	<u>5, 780</u>	<u>7, 100</u>
	第 2 実習室	<u>2, 110</u>	<u>2, 630</u>	<u>3, 150</u>	<u>4, 740</u>	<u>5, 780</u>	<u>7, 100</u>
心々庵	茶室	<u>2, 860</u>	<u>3, 810</u>	<u>4, 770</u>	<u>6, 670</u>	<u>8, 580</u>	<u>10, 300</u>
	立礼席	<u>2, 100</u>	<u>2, 790</u>	<u>3, 500</u>	<u>4, 890</u>	<u>6, 290</u>	<u>7, 550</u>
備考 (略)							

実習室	第 1 実習室	<u>1, 990</u>	<u>2, 480</u>	<u>2, 970</u>	<u>4, 470</u>	<u>5, 450</u>	<u>6, 700</u>
	第 2 実習室	<u>1, 990</u>	<u>2, 480</u>	<u>2, 970</u>	<u>4, 470</u>	<u>5, 450</u>	<u>6, 700</u>
心々庵	茶室	<u>2, 700</u>	<u>3, 590</u>	<u>4, 500</u>	<u>6, 290</u>	<u>8, 090</u>	<u>9, 710</u>
	立礼席	<u>1, 980</u>	<u>2, 630</u>	<u>3, 300</u>	<u>4, 610</u>	<u>5, 930</u>	<u>7, 120</u>
備考 (略)							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に豊川市桜ヶ丘ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を利用する者について適用し、施行日前にミュージアムを利用する者については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後にミュージアムを利用する者であって、令和 7 年 1 月 1 日前に利用許可の申請をしたものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定によるミュージアムの使用料の徴収に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴い、利用者負担の適正化を図るため、豊川市桜ヶ丘ミュージアムの使用料を改定する必要があるからである。